

「竹富町観光案内人」ロゴデータ使用許諾に関する規定

(趣旨)

第1条 この規程は、竹富町観光案内人ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要事項を定めるものとする。

(管理)

第2条 ロゴマークの使用に係る管理事務は、自然観光課が行う。

(使用の制限)

第3条 竹富町の職員及び観光案内人（竹富町観光案内人条例第2条第5号に掲げる観光案内人をいう。）以外の第三者は、次に掲げる場合を除き、竹富町自然観光課長の許可を受けなければロゴマークを使用してはならない。

- 一 テレビ、新聞、雑誌等の報道機関等が竹富町に関する報道を目的として使用する場合
- 二 竹富町からの依頼を受けてロゴマーク入りの物品等を製作する場合
- 三 竹富町の委託を受けて実施する事業等において製作する資料や物品に使用する場合
- 四 その他竹富町の広報活動に資する場合であって、竹富町自然観光課長が使用を認めた場合

(使用申請手続きについて)

第4条 前条の規定による許可を受けようとする者は、ロゴマーク使用申請書（別記様式第1号）を竹富町自然観光課に提出しなければならない。

(使用方法について)

第5条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- 一 ロゴマークを拡大、縮小することは可能とするが、形状、色彩等の変更は認めない。
- 二 ロゴマークのデータのコピーを行うこと及び、第三者へのデータの提供を禁止する。
- 三 前条に基づき申請した使用目的等のみに使用すること。
- 四 観光案内人が販売等による営利を目的として作成する物品等にロゴマークを使用することはできない。
- 五 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合は、ロゴマークを使用することはできない。
- 六 その他、ロゴマークの使用条件を付された場合は、その条件を遵守しなければならない。

(使用許可の取消しについて)

第6条 竹富町は、ロゴマークを使用する者が前条の規定による使用方法又は使用許可時に付した条件に違反してロゴマークを使用した場合は、ロゴマークの使用許可を取消することができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。 .

(ロゴマークに関する権限)

第8条 ロゴマークに関する一切の権限は、竹富町に帰属する。

(事故、苦情等の処理)

第9条 ロゴマークを使用した物、施策、活動等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとする。また、竹富町は、ロゴマークの使用により生じた一切の損害について責任を負わないものとする。

(規定の改定)

第10条 この規程は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がある。

附 則 (令和5年6月7日)

この規定は、令和5年6月7日から施行する。

附 則 (令和5年11月16日)

この規定は、令和5年11月16日から施行する。

附 則 (令和7年4月8日)

この規定は、令和7年4月8日から施行する。